

# 学校法人UZUZ役員及び評議員の報酬等の支給基準に関する規程

## （目 的）

第1条 この規程は、学校法人UZUZ(以下「この法人」という。)の寄附行為第51条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3)非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4)常勤の評議員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (5)非常勤の評議員とは、常勤の評議員以外の者をいう。
- (6)費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費 等)及び手数料等の経費をいう。

## （報酬等の支給）

第3条 役員及び評議員の報酬は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の理事(職員を兼ねる者を含む。)に対しては、給与規程を準用し、給与及び諸手当等を支給することができる。

## （費 用）

第4条 役員及び評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

## （公 表）

第5条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## （補 則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

## （改 廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

## 附 則

この規程は、2026年7月1日より施行する。